

## 北部大阪都市計画耳原三丁目地区地区計画（茨木市決定）

都市計画耳原三丁目地区地区計画を次のように決定する。

### 1. 地区計画の方針

名	称	耳原三丁目地区地区計画
位	置	茨木市耳原三丁目地内
面	積	約3.4ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の北約3kmに位置する緑豊かで緩やかな丘陵地区に位置し、計画地南側約200mには東西方向に西国街道がある歴史的な背景をもつ地区である。</p> <p>このような状況の下、市街地開発が計画されている当地区において、建築物等の誘導を行い、周辺環境と調和のとれた住環境の形成と保全を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を、低層住宅地として計画的な開発を誘導し、まちなみにも配慮した住環境の形成と保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の用途及び高さなどの制限を行うことにより、周辺環境と調和した良好な居住環境の形成・保全を図る。</li> <li>2. かき、柵の構造等の規制により、緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。</li> </ol>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの (3) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。） (4) 前3号に附属する自動車車庫
		建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル
		建築物の高さの最高限度	10メートル
		かき又は柵の構造の制限	道路に面するかき又は柵は、生け垣あるいはネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。 (1) 高さが0.6メートル以下のもの (2) 門 (3) 門の袖でその長さが2.0メートル以下のもの

「地区整備計画の区域の配置は計画図表示のとおり」

